

令和2年度 松山市家庭的保育事業等指導監査実施方針

[基本方針]

家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業）に対する指導監査については、関係法令、通知に基づき、事業者の自主性を十分に尊重しつつ、保育の提供が適正に行われていることの確認のために実施する。

なお、一般指導監査は、年に1回実地調査により実施する。

[重点事項]

①会計処理の適正化等

- ・各会計処理に関する基準や経理規程に基づいた計算書類、財務諸表及び各附属明細書を正確に作成し、日々の経理事務から決算処理に至るまで、一貫した会計方針のもとで会計処理が行われているか。
- ・運営費や各種報酬などについて、関係法令・通知に基づいた適正な資金運用がされているか。
- ・安定的な事業の継続性の確保及び経営基盤の強化を図っているか。

②労働法規の遵守の徹底

- ・賃金や各種手当の支給、労働時間の管理、有給休暇の付与など労働基準法をはじめとする各労働法規は遵守されているか。

③人材の育成と定着化

- ・適正な給与水準の確保や有給休暇の取得率の向上など労働条件の改善に努めるとともに、研修の機会を付与するなど職員の資質向上が図られているか。
- ・職員の定着化に向けた取り組みが実施されているか。

④利用者からの負担金等の管理の適正化

- ・保管責任者及び補助者を選定し、職務分担を明確化するとともに、同一人による事務処理のみで入出金が行われることのないよう常に複数の者で確認を行い、内部けん制体制を確立しているか。施設長や監事による定期的な帳簿検査の実施など、チェック機能が有効に働いているか。

⑤人権侵害の発生防止及びその対策

- ・身体拘束、虐待の防止を図るための対策や体制の整備、苦情解決のための仕組みの周知徹底及び公表を行っているか。

⑥防災・防犯及び感染防止対策の充実強化

- ・必要な設備の整備及び物資の確保がなされているか。
- ・非常時の際の連絡・避難体制及び地域や関係機関・団体との協力体制の確保が行われているか。
- ・実効性の高い非常災害対策計画等を策定するとともに、その内容を職員間で十分共有しているか。
- ・感染防止に向けた取組を徹底し、日頃から感染防止に向けた取組が行われているか。

⑦適切な保育の提供と支援の確保

- ・全体的な計画を作成するとともに、指導計画に基づいて保育が提供されているか。
- ・提供する保育の質の評価をみずから行っているか。
- ・日常の安全管理、重大事故の発生しやすい場面での事故防止の取り組みや危機管理はできているか。
- ・給食の献立は変化に富み、子どもの健全な発育に必要な栄養量が確保され、身体的状況及び嗜好が考慮されているか。
- ・連携施設を設定し、保育の提供終了後も必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう連携協力を行う施設を設定しているか。